

審査基準整理票

処分名	負担限度額の認定		
根拠法令名	介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）	（条項）第83条の6第1項	
基準法令名	介護保険法（平成9年法律第123号）	（条項）第51条の3第1項・第2項・第6項	
	介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）	（条項）第83条の5、第83条の6第1項・第2項・第3項	
所管部署	健康保険部 介護保険課 給付係		
標準処理期間	15日	法定処理期間	-
<p><b>【審査基準】</b> ・文書の名称【<span style="float:right">】</span></p> <p>・掲載図書等【<span style="float:right">】</span></p> <p>・内容 <input type="checkbox"/>全部記載 <input checked="" type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</p> <p>負担限度額の認定に係る審査基準は、基準法令名の欄に掲げる法令の規定に定めるとおりとする。</p> <p>なお、当該法令が記載された図書は、担当課において備え置く。</p> <p>参 考</p> <p><b>【根拠法令】</b></p> <p>介護保険法施行規則          （特定入所者の負担限度額に係る市町村の認定）          第八十三条の六 前条の規定による市町村の認定（以下この条において「認定」という。）を受けようとする要介護被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。</p> <p>一 前条各号のいずれかに該当する旨</p> <p>二 氏名、生年月日、住所及び個人番号</p> <p>三 指定施設サービス等又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受けている場合には、当該指定施設サービス等又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受けている介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設の名称及び所在地</p> <p>四 前号の介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所し、又は入院した年月日</p> <p>五 被保険者証の番号</p> <p>六 特定介護サービスを受ける日の属する年の前年に厚生労働大臣が定める年金たる給付の支払を受けている場合には、当該給付の種別</p> <p>2 前項の申請書には、同項第一号及び第四号に掲げる事項を証する書類並びに前条第一号イからホまで又は第四号ロに掲げる事項を市町村が銀行、信託会社その他の機関に確認することの同意書を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により明らかにすべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。</p>			

3 第一項の申請は、被保険者証を提示して行うものとする。

#### 介護保険法

(特定入所者介護サービス費の支給)

第五十一条の三 市町村は、要介護被保険者のうち所得及び資産の状況その他の事情をしん酌して厚生労働省令で定めるものが、次に掲げる指定施設サービス等、指定地域密着型サービス又は指定居宅サービス(以下この条及び次条第一項において「特定介護サービス」という。)を受けたときは、当該要介護被保険者(以下この条及び次条第一項において「特定入所者」という。)に対し、当該特定介護サービスを行う介護保険施設、指定地域密着型サービス事業者又は指定居宅サービス事業者(以下この条において「特定介護保険施設等」という。)における食事の提供に要した費用及び居住又は滞在(以下「居住等」という。)に要した費用について、特定入所者介護サービス費を支給する。ただし、当該特定入所者が、第三十七条第一項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の特定介護サービスを受けたときは、この限りでない。

- 一 指定介護福祉施設サービス
- 二 介護保健施設サービス
- 三 介護医療院サービス
- 四 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 五 短期入所生活介護
- 六 短期入所療養介護

2 特定入所者介護サービス費の額は、第一号に規定する額及び第二号に規定する額の合計額とする。

- 一 特定介護保険施設等における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額(その額が現に当該食事の提供に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事の提供に要した費用の額とする。以下この条及び次条第二項において「食費の基準費用額」という。)から、平均的な家計における食費の状況及び特定入所者の所得の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める額(以下この条及び次条第二項において「食費の負担限度額」という。)を控除した額
- 二 特定介護保険施設等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額(その額が現に当該居住等に要した費用の額を超えるときは、当該現に居住等に要した費用の額とする。以下この条及び次条第二項において「居住費の基準費用額」という。)から、特定入所者の所得の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める額(以下この条及び次条第二項において「居住費の負担限度額」という。)を控除した額

3～5 略

6 市町村は、第一項の規定にかかわらず、特定入所者が特定介護保険施設等に対し、食事の提供に要する費用又は居住等に要する費用として、食費の基準費用額又は居住費の基準費用額(前項の規定により特定入所者介護サービス費の支給があったものとみなされた特定入所者にあつては、食費の負担限度額又は居住費の負担限度額)を超える金額を支払った場合には、特定入所者介護サービス費を支給しない。

7～9 略

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。